

自動車の抹消登録により債権譲渡通知書を申請する場合の注意事項

債権譲渡通知書の記載・押印漏れ、不備、添付書類不足の場合は受理できず、書類一式を返送するようになります。定められた期限までに書類が提出されないと、納税義務者に還付されますので、提出書類をよく確認し、期限に余裕をもって提出してください。

【チェックポイント】

○債権譲渡通知書

- 譲渡人（納税義務者）は4月1日の名義人か。
- 登録番号は、岡山県で課税されている登録番号か。
- 記入漏れ・押印漏れはないか。（鉛筆・消えるボールペンでの記入は不可です。）記入例をよく確認してください。
- 印鑑登録している実印を押印しているか。

○添付書類

- 譲渡人（納税義務者）の印鑑登録証明書（写し）を添付しているか。
- 印鑑登録証明書は発行日から1年以内のものか。
- 印鑑登録証明書の住所・氏名、債権譲渡通知書の譲渡人（納税義務者）欄に記入された住所・氏名は、納税通知書の住所・氏名と一致しているか。
- 一致しない場合は住所・氏名の異動の事実が確認できる住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等の写し等を添付しているか。
- 「登録識別情報等通知書」「登録事項等証明書」「輸出抹消仮登録証明書」「輸出予定届出証明書」等の写しを添付しているか。
- 領収証書の写しを添付しているか。（債権譲渡通知書提出の前2週間以内に納税している場合に必要です。）

*クレジットカード又はスマートフォン決済アプリで納付した場合は、納付方法と手続き日を債権譲渡通知書の余白に記載しているか。

○提出期限

- 提出期限までに手続き（提出）しているか。
抹消登録の日が 1～15日までの場合……当月25日まで
16～末日までの場合……翌月の10日まで
*提出期限が閉庁日の場合は翌日となります。
*消印有効となるのは郵送の場合のみです。（宅配便は必着です。）
*料金後納、別納郵便等通信日付印（消印）が押印されない場合は必着です。
- 譲渡人（納税義務者）の納税通知書に記載の住所地を所管する県民局税務部に提出しているか。
*岡山運輸支局の県窓口では受付をしていません。
*重複納付、減免による債権譲渡通知書の提出については、ホームページでご確認ください。

不明な点がございましたら、提出先の県民局税務部へお問い合わせください。

→電話番号は申請書の裏面に記載